

## 社会福祉法人北海道宏栄社 資格取得支援規程

制定 令和4年4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道宏栄社（以下「法人」という。）の資格取得支援に関し必要な事項を定めることにより、法人職員の育成および職務上必要な能力の向上を図り、もって法人が運営する施設の利用者へのサービス向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「資格取得支援制度」とは、第3条に定める資格について、取得および更新等にかかる費用（以下「取得費用等」という。）に対し、法人が助成する制度をいう。

第3条 資格取得支援制度（以下「本制度」という。）の対象資格は、法人が取得を推奨し、それにより能力向上やサービス向上が期待できるものとして法人が認定した資格であって、別表に定めるものをいう。

### (助成対象者の要件)

第4条 本制度の適用を受けることができる者は、次の要件の全てを満たした上で理事長が認めた者とする。

（1）就業規則に規定する職員

（2）法人での就業経験が6ヶ月以上の職員で、資格取得後も継続して従事することができると見込まれる者

2 前項の規定にかかわらず、要件を満たしていない者であっても、理事長が特に認めた場合は、本制度の対象とすることができる。

### (取得費用等の助成に関する取り扱い)

第5条 対象資格の取得費用等に関する助成の取り扱いは、別表の通りとする。

2 法人が資格取得を命じた場合は、費用の全額を法人負担とともに、資格取得に要した時間や日数は出勤扱いとする。

### (助成の申請)

第6条 本制度の適用を受けようとする者は、資格取得しようとする前に、資格取得費用等助成申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、資格取得等に要する費用を明らかにした書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、予算の範囲内で助成額を決定し、資格取得費用等助成決定通知所（様式2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 理事長は、前条の請求書を受理し、その内容が適當と認められたときは、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、第7条の規定による助成決定後遅滞なく助成金を支払うことができる。

(重複申請の禁止)

第9条 本制度の助成を受けるにあたり、本制度と類似する助成制度との重複申請はできないものとする。ただし、他の制度を利用して助成等を受ける際の助成額が別表の助成対象範囲とする金額に満たない場合は、その差額を申請することはできる。

(助成決定の取り消し等)

第10条 理事長は、本制度に基づく助成決定者が次の各号のいづれかに該当する場合は、助成金の全部または一部を取り消し、返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 本制度を活用して助成金の支給を受けた後、5年以内に退職したとき。
- (3) 研修等の受講が取得要件の資格であって、本制度を活用して資格取得のための研修等を受講するが、研修を最後まで終了できず、資格が取得できなかった場合。
- (4) 助成の決定後または助成金の交付後、助成申請をした者が当該申請を取り下げた場合。
- (5) その他助成することが不適當と認められるような事案があった場合。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表

取得を支援する資格の取り扱いについて

講座名	助成額	出勤	備考
介護初任者研修	全額補助	出勤扱い	返金義務無し
介護実務者研修	全額補助	出勤扱い	3年以内退職 100%返金 5年以内退職 50%返金
社会福祉主任用資格	全額補助	出勤扱い	5年内に社会福祉士受験する場合に限る
MOS エクセル・ワード	受講費用助成 最大1万5千円	—	返還義務無し (一人2回まで申請可)
病院寝具管理士	全額補助	出勤扱い	法人の推薦を受けた者
リネンサプライ技能研修	全額補助	出勤扱い	
クリーニング師	全額補助	—	
小樽手話講座 初・中・上級	講座終了後 5千円支給	—	
衛生管理者	合格祝金 1万円	—	
ユーキャン講座	受講終了後 1万円支給	—	1年度5名まで 課長会議に諮り、理事長が決定する。

様式第1号

令和 年 月 日

資格費用等助成申請書

社会福祉法人北海道宏栄社  
理事長 吉村 克之 様

所属

氏名

私は、社会福祉法人北海道宏栄社資格取得支援規程に基づき、以下の通り助成を申請します。

資格等の名称	
試験日	
研修期間	
研修実施機関	
資格取得予定日	
所要費用	
備考	

※ 試験日は、資格取得のために試験を受ける場合に記載

※ 研修期間は資格取得のために講習を受ける場合に記載

添付書類

資格取得等に要する費用を明らかにした書類

様式第 2 号

令和 年 月 日

資格費用等助成決定通知書

様

社会福祉法人北海道宏栄社  
理事長 吉村克之

社会福祉法人北海道宏栄社資格取得支援規程第 7 条の規定により、助成を決定したので通知します。

資格等の名称	
試験日	
研修期間	
研修実施機関	
資格取得予定日	
所要費用	
備考	

※ 試験日は、資格取得のために試験を受ける場合に記載

※ 研修期間は資格取得のために講習を受ける場合に記載

添付書類

資格取得等に要する費用を明らかにした書類